

別 紙

第3条第8号の補助事業について、市社協が損害保険会社等（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結するにあたり必要な事項を次のとおり定める。

1 定義

この別紙において、次に掲げる用語は、それぞれ（1）（2）（3）に定めるところによる。

（1）保険対象団体

こども支援ネットワーク事業により、市社協が運営する「地域こども支援ネットワーク」に登録している活動団体のうち、活動団体を支援する中間支援組織や市が直営で実施する事業、委託により実施する事業、補助・助成により実施する事業のうち、市が加入する大阪市民活動保険制度適用事業を除く団体をいう。

（2）市民ボランティア

（1）に定める保険対象団体の活動に、無償（費用弁償程度の支給は無償の範囲に含む。）かつ自発的に事業主体の一員として参加する運営者及び市民（市外居住者を含む。）をいう。ただし、これには観客、見物人等は含まない。

（3）利用者

（1）に定める保険対象団体の活動に参加するこどもや大人をいう。ただし、これには（2）に定める市民ボランティアは含まない。

2 所管

市社協は保険契約に基づき、次に掲げる事務を担うものとする。

- （1）保険契約に関する保険会社との折衝、保険対象団体との調整等の事務
- （2）事故報告の受付等の事務
- （3）その他保険契約に関して必要な事務

3 保険契約内容

市社協は保険契約の締結にあたって、次の内容を契約に盛り込まなければならない。

（1）保険期間

保険期間は毎年4月1日から1年間とする。

（2）名簿及び精算

保険対象者の名簿は事前登録不要方式とし、精算については確定精算不要方式とする。

（3）保険対象事故

保険契約の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- ア 損害賠償責任事故・生産物賠償事故
- イ 傷害事故

(4) 補償内容

保険・補償内容については、次のとおりとする。

- ア 損害賠償責任事故、生産物賠償事故
 - 身体賠償 1名1億円、1事故5億円(限度額)
 - 財物賠償 1事故1億円(限度額)
 - 保管物賠償 1保険契約期間 500万円(限度額)

※ 市民ボランティアが、保険対象団体の活動に参加し、活動中の過失により当該事業の利用者または第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故を補償すること

※ 上記にかかわらず次に掲げる事故、損害は適用除外として構わない。

- (ア) 市民ボランティアの故意によるもの
- (イ) 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによるもの
- (ウ) 地震、噴火又は津波等の天災によるもの
- (エ) 市民ボランティアが占有、使用、又は管理をする車両によるもの
- (オ) 施設の建設、改築、改造又は修理等の工事によるもの
- (カ) 市民ボランティアの同居の親族に対するもの

イ 傷害事故

(市民ボランティア)

- 死亡 1名 500万円
- 後遺障害 1名 15万～500万円
- 入院 1日 3,000円(事故日から180日以内かつ180日限度)
- 通院 1日 2,000円(事故日から180日以内かつ90日限度)

(利用者)

- 死亡 1名 100万円
- 後遺障害 1名 3万～100万円
- 入院 1日 1,000円(事故日から180日以内かつ180日限度)
- 通院 1日 600円(事故日から180日以内かつ90日限度)

※ 市民ボランティアが、保険対象団体の活動に参加し、活動中の急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は負傷した事故を補償すること。また、活動場所と市民ボランティアの住居との通常経路による移動中の事故及び熱中症・細菌性食中毒を含むこと

※ 利用者が保険対象団体の活動に参加し、活動場所内の急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は負傷した事故を補償すること。また、利用者の住居との通常経

路による移動中の事故及び熱中症・細菌性食中毒を含むこと

- ※ 上記にかかわらず次に掲げる事故は適用除外として構わない。
- (ア) 市民ボランティア及び利用者の故意によるもの
 - (イ) 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによるもの
 - (ウ) 地震、噴火又は津波等の天災によるもの
 - (エ) 市民ボランティア及び利用者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為によるもの
 - (オ) 市民ボランティア及び利用者の無資格運転又は酒酔い運転によるもの
 - (カ) 脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの
 - (キ) 他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）又は腰痛を引き起こしたもの
 - (ク) 公務災害補償の適用を受けるもの

(5) 事故報告及び確認

保険対象事故が発生した場合には、保険対象団体は速やかに市社協に報告し、その報告を受けた市社協は、事故内容等を確認し受理した場合、速やかにその旨を保険会社に通知するものとする。

(6) 保険金の請求

ア 損害賠償責任事故及び生産物賠償責任事故

市民ボランティアと被害者との間で示談が成立した後、市民ボランティアは、保険会社に対し保険金を請求するものとする。

イ 傷害事故

死亡の後、又は治療が終わった後若しくは別に定める本保険契約に係る約款に定める日以降に、死亡した市民ボランティアや利用者の相続人又は被害を負った市民ボランティアや利用者は、保険会社に対し保険金を請求するものとする。

(7) 保険金の支払い

保険会社は、保険金を支払うときは市社協に対してもその旨を通知するものとする。